

○経済産業省告示第二百号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第四十三条第二項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和三年九月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十三条第二項に規定する期間は、それぞれ、次のとおりとする。

一 令和元年度の第一次試験に合格した者のうち、令和二年経済産業省告示第七十五号（中小企業診

断士の登録等及び試験に関する規則第四十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める期間を定める件。以下「告示」という。）の適用を受けた者であつて、前項の事由により、令和三年度の第二次試験を受けることが困難である者 令和四年度

二 令和二年度の第一次試験に合格した者のうち、告示の適用を受けた者であつて、前項の事由により、令和三年度の第二次試験を受けることが困難である者 令和五年度

三 令和二年度の第一次試験に合格した者のうち、告示の適用を受けない者であつて、前項の事由により、令和三年度の第二次試験を受けることが困難である者 令和四年度

四 令和三年度の第一次試験に合格した者のうち、前項の事由により、令和三年度の第二次試験を受けることが困難である者 令和五年度

附 則

この告示は、公布の日から施行する。